

介護保険の利用者負担軽減などのお知らせ 問合せ 健康福祉課介護保険係(内線 166・167)

・居住費や食費の負担軽減

「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けると、介護保険施設の利用者負担額が軽減されます。現在、交付されている人も7月末日で有効期限が切れますので、継続には再度申請が必要です。

申請方法 申請書、同意書及び預貯金などの口座残高の写しを健康福祉課介護保険係へ

対象外①世帯内に村民税が課税されている人がいる。②預貯金などが単身 1,000 万円、夫婦 2,000 万円を超えている。③世帯分離している(住民票上、世帯が異なる)配偶者に村民税が課税されている。

対象要件	基準費用額(月額)						対象サービス
	居住費など				食費		
	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス	
老齢福祉年金または生活保護受給者	880 円	550 円	550 円 (380 円)	0 円	300 円	300 円	特別養護老人ホーム／介護老人保健施設／介護医療院／地域密着型介護老人福祉施設／ショートステイ
合計所得金額と課税年金収入額が82.65 万円以下の人★	880 円	550 円	550 円 (480 円)	430 円	390 円	600 円	
合計所得金額と課税年金収入額が82.65 万円超 120 万円以下の人★	1,370 円	1,370 円	1,370 円 (880 円)	430 円	680 円	1,030 円	
合計所得金額と課税年金収入額が120 万円超の人★	1,470 円	1,470 円	1,470 円 (980 円)	430 円 【530 円】	1,420 円	1,360 円	

※ () 内の金額は、特別養護老人ホーム、短期入所者生活介護の従来型個室を利用した場合 ※ 【】 内の金額は、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設で室料を徴収する場合の金額 ※★は、非課税年金(障害年金・遺族年金)の収入額を含めます

※有料老人ホームについては、対象とはなりません。

・社会福祉法人施設の負担軽減

生活が困難な人に対し、県が指定した社会福祉法人が運営する施設などでサービスを受ける場合、利用者負担が軽減されます。

申請方法 申請書と収入や資産、扶養状況に関する申告書を健康福祉課介護保険係へ

対象になる人の基準	軽減割合	対象サービス
老齢福祉年金受給者	50/100	短期入所生活介護/認知症対応型通所介護/小規模多機能型居宅介護※
次の①～⑤の全てに該当する人 ① 年間収入が単身世帯 150 万円以下で、世帯員が 1 人増えるごとに 50 万円を加算した額以下 ② 預貯金や有価証券などの額が単身世帯 350 万円以下で、世帯員が 1 人増えるごとに 100 万円を加算した額以下 ③ 日常生活を除き、利用できる資産などを持っていない ④ 負担能力のある親族などに扶養されていない ⑤ 介護保険料を滞納していない	25/100	以上/介護予防を含む 訪問介護/通所介護/定期巡回・随時対応型訪問介護看護/夜間対応型訪問介護/地域密着型通所介護/地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護/看護小規模多機能型居宅介護/介護福祉施設サービス/訪問型サービス
生活保護受給者の個室の居住費(滞在費)のみ	100/100	通所型サービス